

1. 施工管理及び出来形に関すること(土木共通)

施工管理	施工計画に関する こと	施工方法 ・コンクリートの養生期間、部位別の脱枠順序・時期等が記載されていない。 ・BOX カルバート工等の緊張計画の関係書類が不足している。 ・設計変更で追加した工種が記載されていない。
		出来形管理計画 ・測定項目の不足や施工規模に見合った測定箇所、頻度となっていない。 ・施工数量が少ない工種の出来形管理計画が記載されていない。
		品質管理計画 ・試験項目、試験基準等の記載が不足している。(コンクリートの品質管理など) ・施工数量が少ない工種の品質管理計画が記載されていない。 ・(舗装工事)改質Asの温度管理計画が材料承諾の推奨温度を踏まえた計画となっていない。 ・(舗装工事)事前審査外合材における品質管理(プラント)計画が不足している。
		写真管理計画 ・撮影項目、撮影頻度・箇所等の記載が不足している。(特に、品質管理に関する記載漏れが多い)
		施工関係資料 ・地下埋設物確認書等、工事の施工にあたり必要な関係資料が不足している。 ・材料使用量の計算書が添付されていない。(特に、区画線材料、カラー塗装材料、半たわみ舗装のセメントミルク量の添付漏れが多い) ・創意工夫「施工」に関する取り組みについて、施工方法への記載がない。 ・地盤改良等において、1バッチ当たりの配合計画の記載がない。
		その他 ・計画内容に変更が生じた場合、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていない。
	使用材料に関する こと	材料承諾願 ・主要資材以外の記載漏れがある。(特に、スペーサー、乳剤、エラストイト、創意工夫として使用する材料に関するものが多い) ・試験成績書に日付の記載がない。 ・乳剤の有効期限が切れている(2か月毎に更新が必要)。 ・材料承諾願いで提出されているものと出荷証明書で製造メーカー、製造番号が異なる。
	出荷証明書に関する こと	出荷証明書等 ・証明書等に、数量の誤記がある、証明日・出荷日が記入されていない。 ・スペーサー、乳剤、区画線材料、Fe石灰等が添付されていない。
	建設廃棄物に関する こと	産廃委託契約書 ・契約区分や許可品目等の明示(○囲み)や実線が未記入、印紙の購入額が不足している。 ・委託契約内容が記入されていない。(特に、金額、最終処分場、工期延期に伴う契約変更の記載がないものや鉛筆書きが多い)
		マニフェスト ・運搬受託者(担当者欄)の会社名、担当者名が事前に印字されている。 ・最終処分(再生等)の場所や処分方法などが明示(○囲み)されていない。 ・返却すべき確認票の未返却(特に、C2票等)、確認印及び日付が記入されていない等。
	建設業退職金共済制度等に関する こと	証紙交付等 ・建退共証紙が交付されていない。証紙の交付が遅い。 ・自社退職金制度(就業規則)、又は中退共加入等が確認できない。

1. 施工管理及び出来形に関すること(土木共通)

施工管理	施工体制台帳に関すること	施工体制台帳 ・作成日、下請業者の記載漏れがある。(特に、舗装切断、仮設電気、クレーン、ポンプ車の下請業者の記載漏れが多い) ・工事内容に誤記がある。 ・監理技術者(補佐含む)・主任技術者資格者証の不足、実務経験年数の証明書の誤記がある。 ※元請けのみ対象 ・市との契約書の写し、下請業者との契約書の写し(変更分を含む)が、確認できない。 ・下請業者との契約が一式計上になっている。※下請けとの施工区分が不明 ・工期延長に関する変更契約が確認できない。 ・作業員名簿が添付されていない。 ・建退共の証紙交付の実績がある者が、作業員名簿に記載がない。 ・工事内訳において法定福利費の計上が確認できない。 ・下請け契約の支払い方法・時期が明示されていない
	作業日報に関すること	施工管理に必要な記載内容が不足している。 ・天候、気温、作業場所(測点)、作業内容の詳細の記載がない。 整理が不十分である。 ・資機材搬入出、脱枠日(養生期間)、安全訓練の実施日時、監督立会内容の記載がない。 ・週休2日工事において、休日取得実施報告書など、関連書類と相違がある。
出来形管理	出来形管理に関すること	出来形管理の測定項目、測定基準、測定箇所の記載漏れがある。 ・次の項目は、特に、記載漏れが多いもの。 ・出来形管理総括表、展開図 ・路盤及び舗装各層の基準高、幅 ・構造物の延長、基準高 ・視線誘導標・防護柵の高さ ・園遊具の高さ管理(ベンチ、滑り台等) ・基礎の幅・厚さ ・区画線の幅・厚さ(テストピースは十分な厚みがあっても、現地は薄い場合がある) ・溜桝の壁厚 規格値との不整合(舗装厚さ不足、基準高)
	工事写真に関すること	写真管理項目を満足していない。 ・次の項目は、特に、撮影漏れが多いもの。 ・工事標示板(工事区間の始点及び終点、工期変更分) ・夜間の保安状況(保安灯点灯時) ・コンクリート養生写真 ・出来形管理写真 ・特に、基礎工の幅・厚さ ・路盤及び舗装基層・中間層の幅 ・溜桝の壁厚4点管理 ・不可視となるものの出来形(矢板の根入れ長) ・擁壁高の変化に伴う下幅 ・不可視となる資材 ・材料承諾と実施の材料が一致しない ・産業廃棄物積み込み時(特に、マニフェスト番号が未記入) ・建設発生土の搬入処分状況(指定処分場、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土リサイクルプラント仮置き場以外への搬出は監督員の立会が必要)

2. 品質に関すること

アスファルト舗装	・採取コア数が不足している。 ・路盤の現場密度測定箇所数が不足している。 ・路盤面に浮石がある。 ・事前審査合材における品質管理(プラント)が不足している。 ・合材の温度管理が不足している。(開放時、出荷時(出荷時温度は伝票で確認)) ・半たわみ舗装の品質管理が不足している。(セメントミルク量、フロー試験) ・乳剤が均一に散布されていない。(ムラがある・端部に塗布されていない) ・タックコートの塗布写真が不足している。 ・区画線設置の写真が不足している。(清掃、プライマー散布、テストピース採取、夜間視認性)
コンクリート構造物	・対象構造物の品質管理が不足している。(圧縮強度試験の頻度、監督員(現場代理人)の立会) ・生コンクリートの品質管理が不足している。(使用量50立方メートル未満時の空気量・スランプ試験はコンクリートの種類ごとに1回以上、または工場の品質証明書添付) ・公的機関で試験されていない。 ・生コンクリートの供試体の写真管理が不足している。(採取の場所) ・打継目処理が不足している。(レイトンスや不良モルタルの除去 等) ・鉄筋の保管状態が良くない。(錆が発生) ・鉄筋工の写真管理が不足している。(ピッチ、かぶり、スペーサーの設置) ・コンクリートの締固め・養生状況の写真管理が不足している。(散水養生等) ・スペーサーの材質・品質が不明である。(本体コンクリートと同等のものを使用)
下水道	・人孔、汚水桝の取付管口に浮きがある。 ・シール材のはみ出しがある。 ・人孔設置の写真管理が不足している。(止水シールが不明、敷モルタル等) ・管更生工の仕上げ表面に傷・しわがある。 ・管更生工の管口に浮きがある。 ・管更生工法に係る管理項目に不備がある。(更正時間の誤記、チャート紙との不整合等) ・コンクリート製品等の材料を養生せずに直置きしている。
公園植栽	・桝などの目地・管口に浮きがある。 ・部材の取り付けが良くない。(遊具、柵のボルトの緩み等) ・大型遊具の基礎部の転圧が不足している。 ・植栽の写真管理が不足している。(肥料が木の根に触れないこと)

3. 出来栄に関すること

舗装に関すること	・水たまりがある。 ・打継目の位置が適切でない。(直線道路で継ぎ目がレーンマークに沿っていない等) ・舗装と構造物の擦り付けが荒い。(舗装端部の転圧不足、段差) ・既設舗装との擦り付けが適切でない。(縁切れ) ・表面の粗さ、異物混入、乳剤の飛散が見られる。 ・雨水桝の清掃がされていない。(桝内にアスファルト等の残材がある) ・カッター切断跡が未処理のままとなっている。
コンクリート構造物(二次製品含む)に関すること	・クラックがある。 ・目地及び管口に浮きがある。 ・コンクリート表面にジャンカ、気泡がある。 ・地上部の面取りがされていない。 ・製品の欠けがある。 ・製品切断箇所に適切な処置がされていない。(鉄筋に錆がある等) ・セパ穴の処理に適切な処置がされていない。(本体コンクリートと同等以上のモルタル等で補修する)
函渠施設に関すること	・目地モルタルの充填が不足している。(目地の浮きがある) ・管渠、取付管にたるみがある。 ・漏水がある。 ・人孔・汚水桝蓋の蝶番位置、グレーチング蓋の向きが適切でない。 ・マシンホールの中蓋受けの向きが適切でない。(上下逆となっている) ・小口径汚水桝において内蓋受けの接着不足、砂の充填・締固めに不足がある。 ・人孔・汚水桝の清掃がされていない。(桝内にモルタル等の残材がある) ・管更生工における内表面に傷、裏込材の充填が不足している。
防護柵、安全施設、公園施設に関すること	・製品に傷がある。 ・塗装のハガレがある。 ・金網に緩み、番線の飛び出しがある。 ・ボルト、取付部材に緩みがある。(遊具、柵などに多く見られる) ・大型遊具の基礎部の転圧が不足している。 ・施工境界(公園の歩道部と土舗装等)に段差が生じている。 ・ベンチ等、手に触れる箇所にコンクリートや金属のバリが残っている。
その他	・区画線のタレ、欠け等がある。 ・区画線のガラスビーズの散布不足がある。 ・張コンクリートに浮きがある。 ・歩行者用乗入れタイプの縁石の段差が大きい。 ・視覚障がい者誘導標示(MMA点字タイル)の端部反り返りがある。 ・視覚障がい者誘導標示(MMA点字タイル)の設置間隔が適切でない。(製品指定に満たない間隔で設置の場合、夏季に膨張して反りあがる) ・施工に使用した釘、番線等が現場に放置されている。